

東京たまエコセメント製品の認証制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、東京たま広域資源循環組合（以下「循環組合」という。）の東京たまエコセメント化施設（以下「エコセメント化施設」という。）で製造されるエコセメント（以下「東京たまエコセメント」という。）を100%使用している製品を認証することにより、東京たまエコセメントを使用する製品の利用を促進し、環境への負荷が少ない循環型社会の構築に寄与することを目的とする。

(認証等)

- 第2条 認証者は、循環組合管理者（以下「管理者」という。）とする。
- 2 管理者は、東京たまエコセメントを100%使用している製品を認証する。ただし、エコセメントが使用できない、化粧ブロック及び化粧コンクリートの化粧部分は認証の条件から除く。
 - 3 前項による認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号により東京たまエコセメント製品の認証及び認証刻印使用権利申請をするものとする。なお、申請に当たっては、あらかじめ事業協同組合、工業組合、社団法人等が設置する学識経験者等の外部委員を含んで構成される監査組織（以下「監査組織」という。）による品質等に関する監査に合格していなければならない。
 - 4 管理者は、認証する場合においては、申請者から提出された申請書類等に不備がないことを確認しなければならない。なお、必要があれば申請者の工場へ立入調査を行うものとする。
 - 5 管理者は、第2項に基づき認証したときは、当該認証の申請者に様式第2号により認証書を交付するものとする。

(認証期間等)

- 第3条 前条第2項による認証の有効期間は、管理者が認証した日から認証した日の属する翌年度の末日までとする。なお、前条第2項による認証を受けた者（以下「認証事業者」という。）で、様式第1号により認証の更新を申請した場合の有効期間は、管理者が認証した日から認証した日の属する翌々年度の末日までとする。
- 2 認証事業者は、更新を希望するときは、期間満了2ヶ月前までに様式第1号により申請するものとする。

(変更の届出)

第4条 認証事業者は、申請事項に変更があったときは、当該変更が生じた日から30日以内に、様式第3号により、管理者にその旨を届け出なければならない。なお、第2条第3項による品質監査に関する事項に変更が生じた場合は、監査組織による変更確認書の写しを添えて、管理者に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第5条 認証事業者は、認証を辞退するときは、様式第4号により管理者にその旨を届け出るとともに、認証書を返還しなければならない。

(認証の取消)

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 認証事業者が倒産、所在不明等となった場合
- (2) 認証事業者が故意に不適切な行為を行った場合
- (3) 認証事業者が過失により不適切な行為を行った場合で、循環組合が改善のための必要な指導を行い、改善できないとき
- (4) 監査組織による品質監査に合格しなかった場合
- (5) その他、循環組合が必要と認めるとき（違法行為等により社会的信用を失墜したときなど）

2 認証を取り消された事業者は、管理者に認証書を返還しなければならない。

(認証製品に係る表示)

第7条 認証事業者は、当該製品が認証製品である旨を刻印の押印により表示しなければならない。なお、刻印が押印できない場合は、認証書を事業者等に提示しなければならない。

2 前項で表示する刻印の意匠及び寸法は別紙のとおりとする。

3 認証事業者は、適切な品質管理を行うとともに、日本工業規格（JIS）など製品の品質に関する適切な表示に努めなければならない。

4 何人も、この要領の定めに従い認証を受けた製品以外の製品に認証製品と誤認されるおそれのある表示をしてはならない。

(実績報告等)

第8条 認証事業者は、認証期間における実績等について、年度終了後、速やかに様式第5号により、前年度の実績及び当年度の予定を管理者に報告しな

ければならない。

(監査)

第 9 条 循環組合は、認証制度の適正な運用を確認するために必要があると認める時は、認証事業者等に対して監査を行うことができるものとする。

(認証製品の普及)

第 10 条 循環組合は、組織団体等に対し、認証製品の優先的な使用に配慮するよう協力を求めるものとする。

2 循環組合は、認証製品の使用が促進されるよう、認証製品に関する適切な情報提供を行うものとする。

(その他)

第 11 条 この要領は、認証製品以外のエコセメント製品の使用、または購入を排除するものではない。

2 この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附則 (21 資循エ発第 25 号)

(用語の定義)

1 この要領に定める年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

2 この要領は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。

附則 (27 資循エ第 92 号)

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙)

第7条関係

(1) 刻印は下記の意匠のものとする



* 寸法は縦 50mm×横 110mm (例示) の他に縮尺を維持して縦 20 mm、及び縦 30mm のものを認める。

(2) 刻印中の番号は認証番号を表す。

●●○ 最初の2桁の番号 (●●) は会社
最後の1桁の番号 (○) は工場 (事業所)